

岐阜県公報

第二千四百九十二号
平成二十五年十月二十九日
(火曜日)

目次

告示

道路の区域変更
保安林の指定
(道路維持課) 七〇七
(可茂農林事務所) 七〇七

選挙管理委員会告示

政治団体の異動事項の公表
解散届が提出された政治団体の名称等の公表
資金管理団体の異動事項の公表
資金管理団体の異動事項の公表
(選挙管理委員会) 七〇八
(同) 七〇八
(同) 七〇九
(同) 七〇九

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
平成二十五年年度採石業務管理者試験合格者
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
開発行為の工事の完了
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区役員の退任及び就任
(環境生活政策課) 七〇九
(商工政策課) 七一〇
(商業流通課) 七二〇
(建築指導課) 七二一
(恵那農林事務所) 七二二
(可茂農林事務所) 七二三

正誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

告示

岐阜県告示第四百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 区域の変更 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|------|-------------------------------|-------|-----------------------|--------------------------|----|
| 県道 | 下丸山線 | 下呂市馬瀬惣鳥字からど六一九番一地先から同市同番一地先まで | 前後別 | 前A 四〇 後B 一七六 | 前A 五七・〇 後B 五五・〇 | |

岐阜県告示第四百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

| | | | | |
|-----------|--------|--------|-----------------|------------|
| 野村弘後援会 | 松岡隆司 | 廣瀬孝司 | 大垣市笠木町92-1 | 平成25年9月10日 |
| 松井句子とむむ会 | 青木 隼二 | 青木すま子 | 下呂市萩原町尾崎3487-2 | 平成25年9月13日 |
| 渡辺直由連合後援会 | 山田 貴 紘 | 赤塚 斗 啓 | 美濃加茂市太田本町3-2-10 | 平成25年9月30日 |

岐阜県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| | | | | |
|-----------|-----------|-------|-------|---------|
| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
| 大野 泰正 | 泰士会 | 公職の種類 | 参議院議員 | 岐阜県議会議員 |

岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定の例により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定の例により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| | | | |
|-----------|------------|--------------|-------------------|
| 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | (死亡した)代表者の氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出日 |
| | | | 年 月 日 |

公 示

野村弘後援会 大垣市笠木町92-1 野村 弘 平成25年9月10日
(備考) 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は野村弘、公職の種類は大垣市議会議員である。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みずなみ常盤座
- 三 代表者の氏名 永島 喜一朗
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町一三三九番地の六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、瑞浪市を中心とする地域社会に対して、心豊かで活気に満ちたまちづくりに関する事業を行ない、市民と行政が協働するまちづくりと地域社会及び地域市民の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年十月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピッコロ

三代 表 者 の 氏 名 榎 橋 修

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼朝日町三丁目一三九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域助け合いの精神に基づいたふれあい

社会づくりを基本理念として、高齢者とその介護者、子どもと親を対象に三世代支援を行い、すべての人が自分らしく生きるためにも協力し合い、地域コミュニティづくりと生き甲斐のある福祉社会を形成していくことをもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人秋桜の詩

三代 表 者 の 氏 名 秋 松 あゆ子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町上飯田一八八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、独居の高齢者及び介護保険の要介護者や日常生活に支障をきたす障害者に対して介護や就業支援、また、住宅の供給に関する事業を行い、働く介護者の支援や障害者の自立に向けて援助支援し地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成二十五年探石業務管理者試験合格者

探石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十五年探石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古田 肇

受験番号 受験番号

二 七 八

九 一一 一七

一八 二二三 二五

二九 三三一 三四

三八 四一 四三

四四 四八 五一

以上十八名

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | |
|---|---|-------------------------------|------------------------------------|--|
| <p>開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第九三号の八 平成二五・七・一 同岐西建築第九四号の六 同二五・六・一九</p> | <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市別府字井場五ノ町一七四二番一</p> | <p>公共施設の 種類 道路、水路</p> | <p>公共施設の 位置及び区 域 同</p> | <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 岐阜市西野町七丁目一七番地 有限会社高橋地所 代表取締役 高 橋 慶太郎 愛知県名古屋南区呼続二丁目二五番二二号 株式会社イスト 代表取締役 寺 島 久 博</p> |
| <p>一 建物の名称及び所在地 (仮称)ケンキー関広見店 関市広見字川口一七番一 外 二 意見の概要 意見なし(届出事項 新設)</p> <p>大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。 なお、その意見書は平成二十五年十月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。 平成二十五年十月二十九日 岐阜県知事 古 田 肇</p> | | | | |
| <p>一 建物の名称及び所在地 (仮称)関市寿町複合店舗 関市寿町二丁目八一 二 意見の概要 意見なし(届出事項 新設)</p> <p>大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。 なお、その意見書は平成二十五年十月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。 平成二十五年十月二十九日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 建物の名称及び所在地 生活協同組合コープぎふ恵那店 恵那市長島町中野二丁目五番一 外 二 意見の概要 意見なし(届出事項 変更)</p> <p>開発行為の工事の完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。 平成二十五年十月二十九日 岐阜県知事 古 田 肇</p> | | | | |

| | | | | |
|-------------------------|-------------------|---------------|---|---|
| 同岐西建築第九二号の三 同二五・六・二〇 | 羽島郡笠松町北及字高坪一五七五番一 | 道路、下水 | 同 | 岐阜市西野町七丁目一七番地 有限会社高橋地所 代表取締役 高橋 慶太郎 |
| 同中建築第五五号の六 同二五・一・七 | 美濃加茂市西町三丁目十八番一外三筆 | 道路・公園 ・下水道 | 同 | 岐阜県下呂市金山町金山三三五六番地の一 有限会社サンワ開発 代表取締役 長谷川 康 |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 土地改良区名 | 年月日 | 退任 | 役名 | 氏名 | 住居 | 所 |
|-------|---------|-----|-----|------|------------|---------|---|
| 山岡東部 | 平成二五・三三 | | 理事 | 市川輝男 | 恵那市山岡町田沢 | 二二一五番地 | |
| 土改 | | | 副理事 | 後藤圭一 | 同 | 二四九四番一 | |
| 土改 | | | 同 | 勝昭義 | 恵那市山岡町上手向 | 二二五三番地 | |
| 土改 | | | 同 | 後藤春夫 | 恵那市山岡町馬場山田 | 四八七番地一 | |
| 土改 | | | 監事 | 丸山安夫 | 同 | 四四六番地三 | |
| 土改 | | | 同 | 可知和己 | 恵那市山岡町田沢 | 二六三二番地 | |
| 土改 | | | 同 | 伊藤善啓 | 恵那市山岡町上手向 | 一七五七番地一 | |
| 土改 | | | 理事 | 後藤和恭 | 恵那市山岡町田沢 | 三三七七番地 | |
| 土改 | | | 同 | 後藤清明 | 同 | 三三九七番地 | |

就任した役員

| 土地改良区名 | 年月日 | 就任 | 役名 | 氏名 | 住居 | 所 |
|--------|-----|----|----|-------|------------|---------|
| 土改 | | | 同 | 水野喜文 | 同 | 一三三〇番地一 |
| 土改 | | | 同 | 鈴木善久 | 同 | 二二〇八番地 |
| 土改 | | | 同 | 小木曾 央 | 同 | 一九六八番地一 |
| 土改 | | | 同 | 市川忠雄 | 同 | 二六五〇番地 |
| 土改 | | | 同 | 伊藤松美 | 同 | 二六六二番地一 |
| 土改 | | | 同 | 安藤賢史 | 同 | 二九八八番地 |
| 土改 | | | 同 | 中川國雄 | 同 | 二六六五番地 |
| 土改 | | | 同 | 三宅安英 | 恵那市山岡町上手向 | 一九番地 |
| 土改 | | | 同 | 水野伝夫 | 恵那市山岡町馬場山田 | 一五二七番地三 |
| 土改 | | | 同 | 佐々木吉郎 | 恵那市山岡町上手向 | 二〇一八番地一 |
| 土改 | | | 同 | 伊藤和明 | 同 | 二二〇〇番地二 |
| 土改 | | | 同 | 佐々木義朗 | 同 | 一七四九番地 |
| 土改 | | | 同 | 杉山昭夫 | 恵那市山岡町馬場山田 | 五五四番地 |
| 土改 | | | 同 | 伊藤徹 | 同 | 一八五八番地 |
| 土改 | | | 同 | 水野正敏 | 同 | 一七九三番地二 |
| 土改 | | | 同 | 後藤正孝 | 同 | 八九六番地 |
| 土改 | | | 同 | 後藤泰雄 | 同 | 八八四番地一 |

山岡東部
土地改良区

平成
25
年
10
月
29
日

| | | | |
|-----|-------|------------|---------|
| 理事 | 市川輝男 | 恵那市山岡町田沢 | 二二二五番地 |
| 副理事 | 後藤圭一 | 同 | 二四九四番一 |
| 同 | 勝昭義 | 恵那市山岡町上手向 | 二二五三番地 |
| 同 | 後藤春夫 | 恵那市山岡町馬場山田 | 四八七番地一 |
| 監事 | 丸山安夫 | 同 | 四四六番地三 |
| 同 | 可知和己 | 恵那市山岡町田沢 | 二六三二番地 |
| 同 | 伊藤善啓 | 恵那市山岡町上手向 | 一七五七番地一 |
| 理事 | 後藤和恭 | 恵那市山岡町田沢 | 三三七七番地 |
| 同 | 後藤清明 | 同 | 三三九七番地 |
| 同 | 水野喜文 | 同 | 二二三〇番地一 |
| 同 | 鈴木善久 | 同 | 二二〇八番地 |
| 同 | 小木曾央 | 同 | 一九六八番地一 |
| 同 | 市川忠雄 | 同 | 二六五〇番地 |
| 同 | 伊藤松美 | 同 | 二六六二番地一 |
| 同 | 安藤賢史 | 同 | 二九八八番地 |
| 同 | 中川國雄 | 同 | 二六六五番地 |
| 同 | 三宅安英 | 恵那市山岡町上手向 | 一九番地 |
| 同 | 水野伝夫 | 恵那市山岡町馬場山田 | 一五二七番地三 |
| 同 | 佐々木吉郎 | 恵那市山岡町上手向 | 二〇一八番地一 |
| 同 | 伊藤和明 | 同 | 二二〇〇番地二 |
| 同 | 佐々木義朗 | 同 | 一七四九番地 |
| 同 | 杉山昭夫 | 恵那市山岡町馬場山田 | 五五四番地 |
| 同 | 伊藤徹 | 同 | 一八五八番地 |
| 同 | 水野正敏 | 同 | 一七九三番地二 |
| 同 | 後藤正孝 | 同 | 八九六番地 |

同 後藤泰雄 同

八八四番地一

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年十月十五日第二千四百八十八号 土地改良区役員の退任及び就任六八九頁退任した役員中「小原邦三」は「小原邦介」の、「加茂郡坂祝町坂倉 一〇二番地」は「加茂郡坂祝町酒倉 一〇二番地」の誤り。

平成二十五年十月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社